外郭団体監理に関する検討委員会 意見とりまとめ骨子(案)

【状況】

指定管理·PFI 等制度改革

NPO 等担い手となる民間の成長

震災後の財政的課題

基金果実の減



赤字団体、使命を終えた団体の見直し



団体の経営・運営の最適化を図るとともに、公共サービス充実のため団体の活用をすすめる

H26 国指針 (3 セク活用)

【検討内容】

テーマ1 団体業務の位置付け・役割の明確化

従来の役割・機能

- ・ 市行政の補完的役割
- ・効率的・弾力的な事業運営の実施
- ・柔軟できめ細かな市民サービスの実施
- ・人的・財政的に民間の資源を活用

求められる役割・機能

- · 事業開発 · 政策提言機能
- · 広域事業展開
- 中間支援機能
- ・グループ団体支援機能
- (・収益確保の必要性)



機能を保持している (可能性のある) 団体

機能を保持していない (縮小している) 団体



団体の機能発揮に対する課題 (テーマ2)



関与の縮減・事業の廃止

団体性質(機能)・自立度合等による分類



機能発揮に適切な関与のあり方についての整理 (テーマ3)





関与の縮減部分

(経営・運営、機能発揮に関する) 団体の評価・チェックの充実 (テーマ4)

外郭団体の一層の活用による市民サービスの向上

テーマ2 団体の機能発揮に対する課題

(目的) 団体の果たすべき役割の達成や機能の発揮に対する課題について分析・検討を行う。

<収支について>

- ・収益源となる事業が競争であり不安定
- ・収益源が競争で減収となり公益事業に投入できる額が減っている
- ・市との関係で不採算な収益事業を抱えている
- ・株式会社でありながら公益に配慮した事業展開を行い赤字となっている
- ・団体が民間事業者と公平な競争によって収益を得ることについて、正当 性をどう位置づけるか

<事業拡大について>

・経営者が市派遣等により在任期間が短いことから、長期的展望が描きに くく、事業拡大・新規事業実施といった新たな取組が行われにくいので はないか

<専門性について>

- ・団体職員が担うべき専門能力は何か、派遣職員が担うべきものは何か
- ・優秀な人材をストックする雇用体系が整っていない、またそれを支える 財政状況がない
- ・団体としての専門性を高めていく長期展望がはっきりしていないのではないか

<経営と責任について>

- ・在任期間が短い派遣職員では、経営責任や団体としての継続性が担保さ れにくいのではないか
- ・経営に直接関与する職員に対し、市より(株主としてでなく)指示を出 している場合は、実質的支配者として出資率以上の責任を負う場合があ ることを認識しているか
- ・評議員や役員は、善管注意義務を負っていることを理解して経営参画を 行っていないのではないか
- ・経営関与の必要性に応じた出資比率となっているのか。1/3未満、25% 未満の出資の意義をどうとらえるか

<指定管理について>

- ・公益事業を実施するのに必須の施設が、指定管理事業として短期間の契約となっている場合、ノウハウの蓄積等非効率な面もあるのではないか
- ・団体と民間で効率性・利活用能力に差がない場合、団体であれば利益が 公的サービスの財源として市民還元できるが、民間であれば利益が外部 流失してしまうこととなるため、市全体として財源の効率性を考える必 要があるのではないか

<保有施設について>

・建替えを念頭に置いた計画や資金留保がなされておらず、団体の隠れた 経営リスクひいては市の隠れた財政リスクとなっているのではないか

テーマ3 機能発揮に適切な関与のあり方についての整理

(目的) 法人形態を踏まえて、どのような関与の手法が適当かについての論点をまとめる。

<財政的関与>

- ・市の出資(出捐)率は団体関与の基礎となることから、特に株式会社 においては出資に伴う権限を踏まえ、関与の必要性に応じて、適正な 率への見直しを検討すべき
- ・公的事業と指定管理事業が一体不可分であり、かつ公的事業の担い手 が団体しかあり得ない場合には非競争化するのも一つの手法
- ・公的役割を果たす団体コア事業であっても、経営が厳しくなれば、投入できる資源が少なくなるため、新たな収益源を開発するのか、公的コア事業を縮小することで、全体の経営を保持する必要がある。縮小する事業が市として必要なものであれば、補助を行う(増やす)ことも検討しなければならない
- ・団体目的や事業展開全体から必要性が乏しいノンコア事業が不採算である場合、全体の経営状況もみながら縮小・廃止すべき。当該事業について市民サービスのために市にとって継続の必要があるのならば、補助ないし市として直接実施すべき
- ・専門能力の大部分を派遣職員が担う事業については、団体で行うこと により弾力的な雇用形態、民間資本導入等のメリットを享受している のでなければ、市として直接実施することも一つの手法

<人的関与>

・団体経営に直接関与するのか、単に経営をチェックするという関与に とどまるのかにより、「業務執行役員への就任」「非業務執行役員への 就任」「監査役等への就任」「総務部門への派遣」「事業部門への派遣」 のいずれかの選択あるいは組み合わせにより最適な方法を検討する 必要がある。その際、関与の仕方によっては、市が実質的支配者とし て責任を負う可能性にも留意

<計画関与>

・市との役割分担の明確化と費用分担の明確化を目的とした事業計画 (単年度、中期、長期) 作成段階での関与と執行状況のチェック

<外郭団体への助言・指導のあり方>

- ・市に準じて判断すべき事項と団体が準拠する法律(会社法、一般財団 法人法等)に基づき市とは異なった基準により判断すべき事項がある ことを踏まえて、助言・指導を行う必要がある
- Ex.情報公開の取扱い(市は原則公開だが公開すべきでない経営情報もあるのではないか)、余剰資金の運用(リスクを誰が負うのか)

テーマ4 団体の評価・チェックの充実

(目的) 法人形態に合った適切な経営・運営を行っていくために、団体自らがチェックを行っていくべき項目を整理するとともに、出資・出捐者である市が求める機能を発揮しているかについて、評価していくべき項目を整理する

<団体自らがチェックすべき項目>

- ●財政状況
 - 財務指標(収支比率、累積欠損金比率、流動比率、人件費比率等)
 - 事業単位での収支
 - ※公益事業の評価、収支相償の評価に留意
 - ・団体の事業規模や内容等を踏まえ減資も含めた相応しい資本金の検討
 - ・団体保有施設建替えを見越した長期計画と内部留保
- ●ガバナンスの確立

(機関設置・運営)

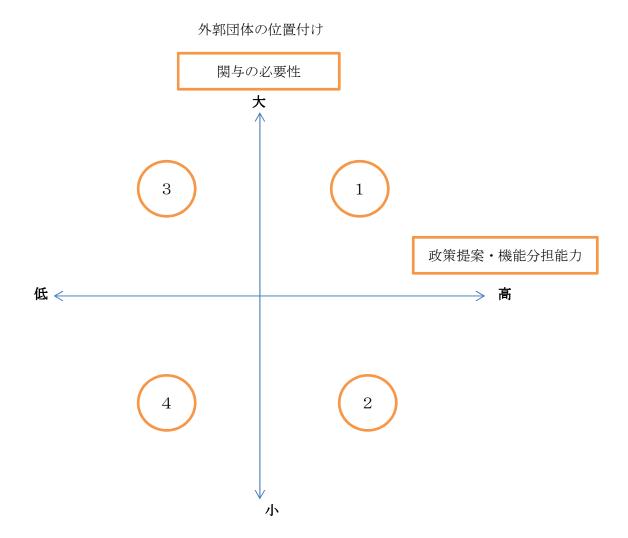
- ・決議機関、執行機関、監督機関の設置、運営状況
- ・(特に)役員会の活用 財団において形骸化していることが多い役員会の活用 (内部統制)
 - ・制度の確立(仕組み、規定の整備)と運用(周知等)
 - ・一般的リスクと団体固有のリスクの想定
 - ・リスク管理として予防策と対応策の双方を想定

<市が評価すべき項目>

- ●市に関連する(公的)事業の評価
 - ・事業計画、執行状況のチェック、評価や役割分担を含めた協約等の締 結
- <チェック・評価全般に関わる検討事項>
- ●団体の分類ごとのチェック・コントロール方法

評価・チェックの実施者と項目

段階	1次	2次	3次	4次
実施者	団体	所管部局	市統括部局 (調整課)	外部委員
項目	事業目的財政状況ガバナンス	同左	同左	・財政状況(一 定の指標をクリ アしないものの み)



1. 団体の区分

①政策提案・機能分担能力が高く求められ、市が積極的に関与を行っていく必要がある団 体

●該当要件

【政策提案】

- ・公益的性格 (非営利性) が強い事業を実施
- ・公的専門領域においてノウハウの蓄積が行える団体
- ・中間支援機能を有する団体

※収益事業であっても政策提案を行うべき団体もあるのではないか?

ex.阪神国際戦略港湾(株)における港湾事業領域での提言 神戸空港ターミナル(株)における空港事業への提言

【機能分担】

・市、外郭団体で必要とする機能を集約して保持し、市を中心としたグループ全体の業 務効率化に役立つ団体 ・市が本来実施すべき事業を効率的、専門的に実施するために最適な団体形態で実施するもの

【共通】

・経営を行うにあたり、市の人的関与、財政的関与が必要な団体

●方向性

・短 期:機能強化(財源安定、専門性強化)し公益サービスの安定的実施と質の向上

・中長期:政策立案機能を団体が保持することに伴い市役所部門のスリム化 固有人材の育成に伴い採算性が取れるものは②団体への移行を目指す (公益財団等で収益手段が限られる場合、補助等の財政関与は残る)

●関与方法

- ・人的関与:市の施策展開、団体の固有職員の成長度合いに応じて、執行役員の派遣、 総務部門の派遣、事業部門の派遣を実施
- ・財政的関与: 非営利性が強いため、直接補助の実施や収益源の確保(非競争化)で市 が関与

②政策提案・機能分担能力が高く求められるが、市の消極的な(必要最小限の)人的・財政的関与で十分な団体

●該当要件

①に該当する団体のうち、自立経営が行えており、市の人的関与、財政的関与を必要と しない団体

●方向性

・団体の自主性を損なわないよう、必要最小限の人的・財政的関与にとどめるとともに、 公益性が損なわれないよう出資・出捐者(地公法)として経営、運営面のチェックを 行う。

●関与手法

- ・人的関与:執行役員の派遣、総務ポストへの派遣といった必要最小限で運営実態を把握・チェックできる形での関与
- ・財政的関与:団体内外での経営チェックを行うことでの関与

③政策提案・機能分担能力は高く求められないが、市が財政コントロールを行っていく必要がある団体

●該当要件

- ・市施策に関連して継続的な実施が求められる事業を実施する団体
- ・同種業務の民間事業者が存在し、公正・公平な競争の中での事業実施が求められる団 体
- ・採算性を有する団体

●方向性

- ・財政的なコントロール(経営面での関与)を行い、市が必要とする事業を継続的・安 定的に実施させる。
- ・市の事業実施が担保される範囲で、団体の自主経営に任せる。民間と公平・公正な競争の中で事業展開を行うために、人的・財政的関与をできるだけなくし、例えば出資者として外部コントロールにとどめることを目指す。
- ・団体設立趣旨からは本来①の機能が求められるべき団体が、能力発揮を行えず継続事業の実施を担っている場合は、採算性が高い場合を除き、市として積極的に関与を行い①へ移行させるか、団体を整理するのか検討すべき。

●関与手法

- ・人的関与:団体の状況に応じて、執行役員の派遣、総務ポストへの派遣といった必要 最小限で運営実態を把握・チェックできる形から、外部役員での関与まで
- ・財政的関与:団体内外での経営チェックを行うことでの関与

④採算性が取れる限りにおいて事業実施は認められるが、人的・財政的関与を縮小していく団体

●該当要件

・環境の変化により、市が関与すべき理由が薄れているものの、採算性を有している団 体

●方向性

・市の関与を減らしながら、経営面でのチェックを行い、投下資本の回収をはかる。

●関与手法

- ・人的関与:団体の状況に応じて、執行役員の派遣、総務ポストへの派遣といった必要 最小限で運営実態を把握・チェックできる形から、外部役員での関与まで
- ・財政的関与:団体内外での経営チェックを行うことでの関与

⑤採算性が取れておらずかつ④に該当する団体

●方向性

・団体、事業の早期健全化、整理を検討し、市にとっての財政的損失を最小限にする

2 チェック・アセスメント (評価)

- (1)現状
 - ①団体内での自己評価(役員会等での経営評価・判断 ⇒ 中期計画反映)
 - ②株主としてのチェック
 - ③地方自治法に基づく長の調査権(⑨、⑩の根拠)
 - ④地方自治法に基づく議会への経営状況報告(⑧の基本)
 - ⑤地方自治法に基づく監査委員会による出資・出捐団体への監査
 - ⑥指定管理、委託事業の評価
 - (7)補助金報告書によるチェック
 - ⑧外郭団体に関する特別委員会での審査・報告
 - ⑨調整課による経営状況ヒアリング
 - ⑩各所管課による随時ヒアリング

(2)あるべき姿

- ①~8、⑩は変更なし
- ⑨統一指標に基づく段階評価 (現状⑨に替わるもの)
 - 1次評価 団体
 - 2次評価 所管課
 - 3次評価 調整課
 - 4次評価 外部委員会(経営面のみを想定)
- ※分類に応じて評価項目を変えるべき
 - Ex)公的性質・施策実現性の評価(①,②グループ)、経営の自立性・安定性の評価(全グループ)、ガバナンスの確保(全グループ)、市への利益還元(③,④グループ)

3 関与の手法整理

- (1)人的関与
 - ①業務執行役員への派遣 :経営を実質的に支配(コントロール)する。
 - ②非業務執行役員への就任:外部より業務執行監視を通じて経営チェックを行う。
 - ③監事、監査役への就任 :外部より役員の職務執行の違法性チェックを行う。
 - ④総務ポストへの派遣:団体運営を内部より支配する。
 - ⑤事業ポストへの派遣:団体実施事業を直接支配する。
- (2)財政的関与
 - ①出資:資本強化を図るとともに株式を通じて団体運営に関わる。
 - ②出捐:直接権利は発生しない寄附。

③補助:公益性が認められる不採算事業に対しての金銭直接支給

④貸付:公益性が認められる団体・事業運営に対しての金銭支援

(金銭調達コスト部分が支援)

⑤随契:非競争による事業委託

⑥監査、経営チェック:株主としての経営チェック、非常勤役員としてのチェック、 地方自治法に基づく調査権によるチェック

(3)計画への関与

①事業計画(単年度、中期、長期)作成段階での関与

②事業計画執行状況のチェック

(参考)

団体分類	政策提案· 機能分担	公共性	市との関連	採算性	自立性
1)	大	高	有	低	低
2	大	高	有	中	高
3	小	低	有	高	中
4	なし	なし	(ほぼ) 無	高	高

団体分類	人的関与の必要性	財政的関与の必要性
1)	大	大
2	小	小(チェック)
3	逓減⇒外部役員	小(チェック)
4	逓減⇒外部役員	小(チェック)

団体形態別の特徴と意見

1. 団体形態別の特徴・差異

1. 图件形態別仍然	公益財団	一般財団	株式会社				
	個人、団体から拠出さ	個人、団体から拠出さ	株主から調達した資金				
that the large tree.	れた財産を用いて、事	れた財産を用いて、事	を用いて事業を実施				
制度趣旨	業を実施する	業を実施する	し、利益を株主に配分				
			<u>する</u>				
事光口仍	公益目的+収益目的	公益目的+収益目的					
事業目的	(公益が 50%以上)	(収益のみでも可能)	収益(営利)目的				
事業内容	公益事業については制	制限なし	制限なし				
争未约谷	限あり	刑限なし	間限なし				
	公益事業は収支相償						
	+	制限はないが、事業継	制限はないが、株主へ				
事業収支	収益事業の利益の最低	続のため収益が求めら	の利益配分のため収益				
	50%は公益事業収支に	れる	を追及することが前提				
	繰り入れる						
利益配当	なし	なし	あり				
出資・出捐者の責任	なし	なし	出資の範囲での有限責任				
出資・出捐者の	なし	なし	株式数に比例して、利				
権利	74 0	,	益配当・議決権等				
重要事項の決議機関	評議員会	評議員会	株主総会				
執行機関、執行の監督	理事会	理事会	取締役会				
業務執行	代表理事	代表理事	代表取締役				
執行監査	監事	監事	監査役				
役員の選任	制限あり	制限なし	制限なし				
役員の義務	委任に基づく善管注意	委任に基づく善管注意	委任に基づく善管注意				
区員少我切	義務、忠実義務	義務、忠実義務	義務、忠実義務				
役員の責任	任務懈怠による	任務懈怠による	任務懈怠による				
区員の首任	損害賠償責任	損害賠償責任	損害賠償責任				
税優遇	あり	なし	なし				
監督機関	都道府県又は内閣府	なし	なし				
市職員派遣方法	派遣法に基づく派遣	派遣法に基づく派遣	退職派遣				
印吸只抓追刀伍	※ 1	※ 1	₹ 215471171万百				
	一般社団法及び一般財						
	団法人に関する法律	一般社団法人及び一般					
根拠法	公益社団法人及び公益	財団法人に関する法律	会社法				
	財団法人の認定等に関	対日は八八八円 1 314年					
	する法律						

※1 市職員の身分を保持した上での派遣

株式会社の出資率に伴う権限

出資率	~1/3	1/3~1/2	1/2~2/3	2/3~
	持ち株比率に応	左記に加え、	左記に加え、	左記に加え、
サナの佐門	じた配当、議決	・重要事項(会	・単独で取締役	・単独で重要事
株主の権限	権	社合併等)の否	選任が可能	項の決定が可能
		決権		

- 2. 団体特徴から見る神戸市外郭団体の課題
- (1)収支構造について
 - ①公益財団法人

法人特徴:公益事業の赤字を収益事業の黒字で補う

- ・収益源となる事業が競争であり不安定
- ・収益幅が競争で減になり、公益事業に投入できる額が減る
- ②一般財団法人

法人特徴:公益事業、収益事業どちらも制限なく行える

- ・赤字となる公益事業を収益事業で支える構造がほとんど
- ・収益源となる事業が競争であり不安定
- ・収益幅が競争で減になり、公益事業に投入できる額が減る
- ・市との関係で不採算な収益事業を抱えている
- ③株式会社

法人特徴:利益配当を目的としてリスクヘッジを行いながら利益の極大化を追及する

- ・公益に配慮した事業展開を行い赤字となる場合がある
- ・市との関係で不採算な収益事業を抱えている
- ・ほとんどの団体で利益配当を行っていない
- (2)事業拡大の可能性について
 - ①公益財団法人

法人特徴:公益事業を維持する、質を高めるための財源として事業拡大を目指す

(目指すべきものとして)

- ・専門性を活かした事業開発
- ・周辺自治体の支援・事業受託(広域事業展開)
- ・市の機能を補完する事業
- ②一般財団法人

法人特徴:公益事業、収益事業どちらも制限なく行えることから、収益をあげ事業拡大する

ことが可能

(目指すべきものとして)

- ・専門性を活かした事業開発
- ・周辺自治体の支援・事業受託 (広域事業展開)
- ・市、他外郭団体の機能支援

③株式会社

法人特徴:利益配当を目的として、事業拡大も含めて利益の極大化を追及する (目指すべきものとして)

- ・利益配当を念頭においた事業展開
- ・市域を超えた事業展開や保有資産の活用等一定のリスクを負った事業拡大

(3)ガバナンス(経営支配)について

①公益財団法人

法人特徴:団体の自律的取り組みを促すため、機関の設置・運用について法律上明記

公益認定部分について、一般財団より透明性の高い運用が求められるとともに国

or 県の監督がある

出捐による団体運営に対する権利はない

評議員、理事の選出は、出身母体、親族制限等、特定の団体が支配できないよう

法規制がある

- ・常勤執行役員を市派遣職員が占めることが多い。
- ・施策影響が強いことから市からの指図といった実質的支配が強い。
- ・理事会、評議員会が形骸化していることが多い。
- ②一般財団法人

法人特徴:団体の自律的取り組みを促すため、機関の設置・運用について法律上明記

出捐による団体運営に対する権利はない

評議員、理事の選出に、特定の団体支配に関しての制限はない

- ・常勤執行役員を市派遣職員が、その他の役員も市関係者が占めることが多い。
- ・施策影響が強いことから市からの指図といった実質的支配が強い。
- ・理事会、評議員会が形骸化していることが多い。
- ③株式会社

法人特徴:団体の自律的取り組みを促すため、機関の設置・運用について法律上明記

出資率により団体運営に関与できる

取締役の選出に、特定の団体支配に関しての制限はない

- ・常勤執行役員を市派遣職員が占めることが多い。
- ・出資率が高い団体では、執行役員以外の役員も市関係者が占めることが多い。
- ・出資率が高い団体では、市からの指図といった実質的支配も強いことが多い。

(4)内部統制について

①公益財団法人

法人特徴:団体の自律的取り組みを促すため、機関の設置・運用について法律上明記

公益認定部分について、一般財団より透明性の高い運用が求められるとともに国

or 県の監督がある

- ・理事、評議員が善管注意義務を理解していないのではないか
- ・規定等の形式的内部統制にとどまり、周知、活用といった運用が行えていない
- ・団体特有のリスク想定が必要

②一般財団法人

法人特徴:団体の自律的取り組みを促すため、機関の設置・運用について法律上明記

- ・理事、評議員が善管注意義務を理解していないのではないか
- ・規定等の形式的内部統制にとどまり、周知、活用といった運用が行えていない
- ・団体特有のリスク想定が必要

③株式会社

法人特徴:団体の自律的取り組みを促すため、機関の設置・運用について法律上明記

- ・取締役が善管注意義務を理解していないのではないか
- ・規定等の形式的内部統制にとどまり、周知、活用といった運用が行えていない
- ・団体特有のリスク想定が必要
- ・株主等からの訴訟リスク想定が必要

3. 個別検討課題

(1)指定管理事業について

制度目的:住民ニーズの多様化に効果的・効率的に対応するために民間のノウハウを活用する こと

①公益事業と一体である指定管理事業

公益事業を実施するにあたり必須の施設管理事業が、指定管理事業として短期間の契約となっている場合、ノウハウの蓄積等非効率な面があるのではないか

②外郭団体で民間同等に運営できる指定管理事業

外郭団体と民間で効率性及び利活用能力にほとんど差がない場合(例えば施設運営事業において、オペレーションの大部分を民間外注、施設稼働率も差がない場合)、外郭団体であれば利益が他の公的サービスの財源として市民へ還元できるが、民間であれば株主配当で外部流出することになるため、市全体として財源の効率性を考える必要があるのではないか

(2)施設の大規模更新(建替)について(団体共通)

|基本:団体が保有する施設については、当該団体が資金を集めて更新を行う必要がある|

- ・中期的な修繕計画はあっても(全くないこともある)、建替えを含めた施設更新計画及びそれに対する資金的準備を行えていない。
- ・団体保有の施設は、その存廃について市施策の動向を大きく受けるものがある。

(3)情報管理について

基本:役員会等における団体経営判断に関する情報等は公開しない

・市の原則公開の立場から経営情報であっても公開する動きがある。

(4)今後果たすべき団体の役割

①公益財団法人 · 一般財団法人

|基本:コア事業(公益事業)の実施による公益目的の達成

市では、専門性、ノウハウの蓄積、中間支援機能を有する団体が多いことから、事業実施の みならず、得られた知見に基づく政策立案・研究を行うべきではないか。

②株式会社

基本:利益配当の実施

施設更新等を含めた内部留保を行った上で、配当を行いその配当でもって市が公共サービスを実施することも団体の役割ではないか。企業の社会的責任(CSR)もあるが、最優先ではなく、公的利益のため不採算事業を実施してよいものではない。

※1・・・外郭団体を「出資率25%以上」「出資率25%未満」で分類します。「**出資率25%以上」→25%以上、「出資率25%未満」→25%未満**で表示

都市名	外郭団体の 呼称	出資率 分類※1	外郭団体の定義	各 団体数	総計	(財)	(社)	(福)	(株)	(公)	他
	-5 15	25%以上	(1) 地方自治法施行令第140条の7第1項に定める法人	27		(93)	(作工)	\1⊞/	(11/1)	(Д)	IB.
		25%未満	(2) (1)に定めるもののほか、本市の出資割合、財政的援助の状況等を考慮して市長政策室長が指定する法人	6							
札幌市	出資団体				33	21	0	0	10	1	1
			(1) 基本財産等の4分の1以上の出資又は出えんを行っている団体 (2) ***********************************	27							
		25%未満	(2) 本市の事務事業との密接な関連性から、その設立に本市が積極的に関与し、かつ、本市が当該団体の運営に相当程度関わっていると認められる団体	4							
仙台市	外郭団体				31	17	1	2	9	0	2
		25%以上	(1) 市が当該団体の基本財産等の25%以上を出資又は出捐している法人	13							
			(2) 上記の他、本市の人的又は財政的援助の状況等を考慮して都市戦略本部長が指定する法人	2							
さいたま市	外郭団体				15	8	2	2	3	0	0
		25%以上	(1) 本市が資本金、基本金その他これらに準ずるものの25%以上を出資又は出損している団体	16							
		25%未満	(2) 本市の行政機能を補完する役割を担う団体として本市が継続的に人的又は財政的な支援を行っている団体	2							
千葉市	外郭団体				18	9	2	2	4	0	1
							I				
			(1) 地方自治法第243条の3で定める法人 (2) その他川崎市主要出資法人等総合調整委員会が指定する法人	23							
111144		20/0不/响	と と と と と と と と と と		0.						
川崎市	主要出資法人				25	15	0	0	7	2	1
		25%以上	(1) 地方自治法第243条の3で定める法人、及びこれまで事実上議会に経営状況を報告している団体(法定団体)	26							
			(2) 地方自治法第243条の3で定める法人	2							
横浜市	外郭団体	25%以上		7	38	20	1	2	13	1	1
	7137211		(4) 上記の法定団体に準じて議会へ報告する団体で、主要な役職員に本市職員、又は本市の退職者が就任しているもの、本市が補助金、貸付金、財産貸付、損失補償などの財政援助を行っているもの (5) 非出資法人のうち、本市の事務事業と密接な関係を有し、かつ、本市が主導するもので市長が特に指定するもの	1 2							
		20%末海	(6) ただし上記に該当する場合でも、①国又は他の地方公共団体が主導する法人、②主要事業が終息したことにより事実上解散し、専ら清算業務を行なう法人は除く								
		25%以上	本市の出資率が25%以上の法人(国又は地方公共団体と共同出資した法人で、国等の出資率が本市の出資率以上の法人を除く)	9							
		25%未満	本市の行政を補完する役割を担う法人として本市が継続的に人的又は財政的支援を行っている法人で市長が特に指定するもの	4							
相模原市	外郭団体				13	6	3	2	1	1	0
		25%以上	(1) 地方自治法第243条の3で定める法人 (2) 新潟市自治基本条例第23条第3項で定める法人	11							
*5.52-	51 50 7 1		(3) 継続的に本市職員を派遣して人的支援を行っている法人や補助金等による財政的支援を行っており、本市と密接な関係にある法人	3	40	40					
新潟市	外郭団体		(4)		18	10	2	1	4	1	0
			(5)								
		25%以上	(6) ただし上記に該当する場合でも、他の地方公共団体の出資率が高い法人は除く (1) 本市が基本財産等の25%以上を出資している団体	11							
			(2) 職員を派遣している団体のうち、現在、補助金交付や事務事業委託を行っている団体	0							
静岡市	外郭団体				11	8	0	1	1	1	0
		25%以上	(1) 本市が基本財産等の25%以上を出資している団体 まから合わる 神助会 (助政会 1月7)対象を2の地にからに終するよのを含む) また以 (財産部分に係るよのに関	10							
		25%以上	市から負担金、補助金(助成金、利子補給その他これらに類するものを含む。)、委託料(随意契約に係るものに限(2)る。)その他これらに類するものを合計で年間1千万円以上支出している団体または、市から現職職員の派遣を受け、 又は市職員であった者を採用している団体	2							
浜松市	外郭団体	25%未満	(3) 社会福祉協議会及び社団法人シルバー人材センター	2	14	10	1	2	1	0	0
			(4)								
		(5) (6) VN \$100 400 \$1.700 00 \$100 \$2.700 \$100 \$100 \$100 \$100 \$100 \$100 \$100 \$									
		25%以上	(6) ※外郭団体の定義:市組織の外部にあって、市がその設立に主体的に関わり、市の事務を代行し、又は市との連携により市の事務に関連する事業を行う団体 (1) 地方自治法第221条第3項に該当する法人(地方独立行政法人、国又は他の地方公共団体が、設置・運営の主体となっている法人を除く)	24							
			(2) 本市の出捐が基本金の4分の1以上である社会福祉法人	1							
名古屋市	外郭団体				25	11	0	1	10	3	0
		25%以上	本市が出資金、基本金その他これらに準じるものの4分の1以上を出資している法人(本市からの補助金、委託料その他(1)の支出、人的援助の状況等本市と法人との関係から判断して、本市が主体的に指導等を行う必要がない法人として市長が定めるもの及び本市が設立した地方独立行政法人を除く。)	31							
			が定めるもの及び本市が設立した地方独立行政法人を除く。)								
京都市	外郭団体				31	22	0	2	5	2	0
.5.56.15	3.3.1							_	J		
		<u> </u>									

※1・・・外郭団体を「出資率25%以上」「出資率25%未満」で分類します。**「出資率25%以上」→25%以上、「出資率25%未満」→25%未満**で表示

都市名	外郭団体の 呼称	出資率 分類※1	外郭団体の定義	各 団体数	総計	/D+)	(++\	/ 1 =\	(±#\)	(4.5)	/ I h
	一子小	刀類然工	本市の行政目的及び施策を効果的かつ効率的に実施するために、本市が果たすべき役割を補完し、又は代替する活動を	凹冲致		(財)	(社)	(福)	(株)	(公)	他
			行う法人、若しくはその運営に多大な影響を及ぼしている法人のうち、次の(1)~(3)に該当するもの。								
大阪市		25%以上	(1) 本市の出資金額の割合が50%以上の法人(株式会社のみ)	13							
	外郭団体	25%以上	一一人)で、人的関ラ右しくは財政的関ラか仔住するもの	21	37	15	0	2	18	1	1
7 (8/21)	7137211	25%未満	(3) 本市の出資・出えん金額の割合が、25%未満の法人(株式会社、一般財団法人・社団法人(公益含む)、社会福法人)で、人的関与が存在し、かつ財政的関与が団体総収入の2分の1以上存在するもの	3	0.		J	_			
			人)と、人間関サル特性と、パラ財政的関サル関本制収入の2万の「以上特性するもの								
		25%以上	(1) 本市が資本金、基本金その他これらに準ずるものの4分の1以上を出資している法人(地方独立行政法人を除く)	12							
		25%未満	(2) 市政運営と密接な関連がある法人(上記の出資団体を除く)	5							
+m=	内部団体				17	0	2	2	2	2	0
堺市	外郭団体				17	9	2	2	2	2	U
		25%以上		34							
		25%未満									
神戸市	外郭団体		(3)		34	16	1	1	15	1	0
117			(4)								
			(5)								
		0=0/11/1									
		25%以上		16							
		25%未満	(2) 本市から継続的に人的又は財政的な関与を受け、且つ本市の政策・施策の遂行と密接な関係を有する法人	2							
岡山市	外郭団体				18	10	1	1	5	1	0
		25%以上									
		25%未満	□ 市が資本金、基本金その他これに準するものの2分の1以上を出資している団体(地方独立行政法人を除く。)及び市 □ の出資割合、人的又は財政的援助の状況等を考慮し、指導調整が必要であると認められる団体。	19							
	指導調整団体	2070711/19									
広島市					19	11	1	2	4	1	0
		25%以上	(1) 一市が設立した地方住宅供給公社及び地方道路公社	3							
		25%未満	(2)								
北九州市	外郭団体	25%以上	(3) 市が資本金、基本金等の4分の1以上を出資している法人でかつ市の出資が最大のもの(地方独立行政法人を除く)	20	23	11	0	1	8	3	0
אוווינים ליחו	八和四件	25%以上	(4) 人的又は財政的負担の状況を考慮し、別に指定する法人	0		''	U	'	ŭ	3	J
		25%未満	(5)								
			(6)								
		25%以上	市が出資金・基本金等の25%以上を出資又は出えんしている団体	33							
福岡市	外郭団体				33	20	0	1	8	3	1
		25%N F	 (1) 市議会に経営状況を報告する義務がある法人(出資比率25%以上)	12							
			(2) その他、本市が設立当時から関与し、密接な関係を有すると認めた法人	2							
		2070711/19									
熊本市	外郭団体				14	10	1	1	2	0	0
			都が出資又は出えんを行っている団体及び継続的な財政支出、人的支援等を行っている団体のうち、全庁的に指導監督を行	ř							
			う必要があるもの。								
東京都	監理団体		原則として次のいずれかに該当するもの。		33	21	0	1	10	1	0
水小即	四年四件		(1) 都が基本財産に出資又は出えんを行っている公益法人等	22	55	۷۱	J	'	10	'	J
			(2) 都が出資金を25%以上出資している株式会社	10							
			(3) その他特に指導監督を必要とする団体	1							

 (財) ···
 財団法人

 (社) ···
 社団法人

 (福) ···
 社会福祉法人

 (株) ···
 株式会社

 (公) ···
 公社

神戸市の外郭団体一覧 (単位:百万円、人)

					基本情報 (H26.10.1現在)	平成25年度		度決算数値(H	決算数値(H26. 3. 31現在)					動役員数 .7.1現在)		(H2	職員数 26.7.1現	在)		
形態	団体名	設立年月	資本金	出資割合	主な事業	当期損益	当期損益または正味財産増減 正		正味財産	財産 債務保証 賞付 市関与の状況			市関与の状況		B その他 市比率	市派遣	±ОВ	固有職員	その他	市比率
		日	貝尔亚	шдып		平成23年度	平成24年度	平成25年度	純資産	損失補償	נו אָ	補助金	委託料(指定管理含)	川/////////////////////////////////////		- 山派區	םסנוו	職員	(0)	111704
	(公財)神戸国際協力交流センター	H5. 7. 14	300	100. 00%	77 争协则是否争未	3. 2	5. 7	△ 2.0	328			198	14. 3	1	1 0 100	% 11	1	1	9	55%
	(公財)先端医療振興財団	H12. 3. 17	1, 233	92. 87%	1. 先端医療の臨床研究、技術開発(先端医療センター 病院・研究所) 2. 医療関連産業の集積	△ 170.0	137. 3	△ 188.5	2, 337	3, 300		302	0. 2	2	0 3 40	% 17	4	267	21	7%
	(公財)計算科学振興財団	H20. 1. 22	101	49. 50%	1. スパコンを活用した研究開発・産業利用促進のための技術高度化支援 2. スパコン利用の成果等に関する普及啓発	13. 0	197. 8	451. 7	806			256		1	0 1 50	% 2	1	0	16	16%
	(公財)神戸都市問題研究所	\$50. 3. 5	300	16. 67%	1. 調査研究活動・研修 2. 機関誌「都市政策」の編集・発行 3. 神戸市史編集出版等業務	0. 2	△ 7.4	△ 14.5	474				89	0	1 1 50	% 4	6	0		100%
公益	(公財)神戸いきいき勤労財団	S56. 11. 2	30	100.00%	(中) 2. 土涯子自事未 3. 机未又拨争未	6. 9	24. 9	Δ 14.2	708			57	573	1	1 1 67	% 15	8	28	35	27%
財団	(公財)神戸市民文化振興財団	S57. 10. 1	100	100.00%	1. 文化振興事業(国際フルートコンクール、ジャズストリート等) 2. 文化ホール、区民センターの管理運営	△ 24.0	△ 18.5	1. 9	196			149	497	1	1 0 100	8	5	1	46	22%
	(公財)こうべ市民福祉振興協会	S56. 6. 1	410	100.00%	1. 市民の福祉活動の振興、福祉意識の啓発事業 2. しあわせの村の運営 3. 介護保険関連事業	△ 918.0	8. 0	96. 1	370		1, 955	77	1, 126	1	1 0 100	% 6	7	27	8	27%
	(公財)神戸市産業振興財団	H4. 3. 13	636	100. 00%	1. 中小企業支援事業 2. 企業誘致支援事業 3. 産業振興センター、ファッション美術館の管理運営	8. 6	Δ 0.6	Δ 1.1	744			138	436	0	1 0 100	% 7	2	7	23	23%
	(公財)神戸市公園緑化協会	S43. 4. 20	24	50. 00%	1. 緑化活動支援事業 2. 公園・緑地のマネジメント事業(須磨離宮公園、森林植物園、総合運動公園)	36. 0	58. 4	59. 5	409			1. 7	1, 540	2	4 0 100	% 25	17	12	60	37%
	(公財)神戸市スポーツ教育協会	H2. 4. 1	200	87. 50%	1. 体育施設等の管理運営(王子スポーツセンター、中央体育館等) 2. 学校給食事業 3. 市民スポーツ振興事業	49. 0	251. 6	28. 1	886			64	778	1	2 0 100	% 7	21	11	28	42%
	(一財)神戸市地域医療振興財団	H3. 2. 14	110	90. 91%	1. 地域医療連携システム運営事業 2. 西神戸医療センターの運営	130. 0	△ 125.4	48. 7	4, 045			1, 082		1	0 3 25	% 40	5	658	61	6%
	(一財)神戸在宅ケア研究所	S62. 7. 7	100	35. 00%	1. 在宅ケアに関する調査研究 2. リハビリテーション病院、介護老人保健施設の管理運営 3. 住宅改修助成事業 4. 訪問介護事業	146. 0	109. 4	72. 1	2, 171				168	0	3 1 75	% 2	11	378	22	3%
一般	(一財)神戸国際観光コンベンション協会	S43. 7. 8	130	100.00%	1. 観光誘致宣伝、観光客受入、観光推進事業 2. フィルムオフィス事業 3. コンベンション誘致推進、施設の管理運営	△ 126.0	49. 3	△ 261.5	2, 612		1, 021	99	114	1	1 0 100	% 6	0	30	15	12%
財団	(一財)神戸みのりの公社	S54. 2. 20	124	96. 07%	1. 神戸ワインの製造及び販売 2. 神戸市域の農業及び漁業に関する施設の管理運営(六甲山牧場、海づり公園)	0. 7	△ 77.4	△ 35.5	66		2, 000	2. 9	236	1	1 0 100	% 2	2	60	15	5%
	(一財)神戸すまいまちづくり公社	S38. 5. 18	121	99. 59%	1. すまいのまちづくり支援事業 2. インフラ整備支援事業 3. 賃貸住宅関連事業 4. 施設管理賃貸事業 (KIBC、KIO)	273. 0	7340. 0	23. 5	10, 242		18, 845	1, 212	7, 373	1	1 1 67	% 51	52	95	60	40%
	(一財)神戸市水道サービス公社	S40. 8. 13	110	100. 00%	1. 水道メーター取替、検針、料金徴収業務 2. 水道施設管理事業 3. 水・インフラ整備に関する国際貢献	59. 0	2. 6	Δ 10.8	335				968	1	1 0 100	% 4	6	21	69	10%
	神戸都市振興サービス(株)	S58. 8. 21	14, 470	37. 32%	1. 医療・バイオ分野の中核施設の整備、管理、運営(先端医療センター) 2. 医療関連の新規事業の創出支援	19. 0	Δ 11.2	△ 54.2	14, 403					1	2 0 100	% 4	9	1	4	72%
	(株)神戸ワイン【H26.6解散】	S59. 10. 3	1, 400	93. 14%	1. フルーツ・フラワーパークの管理運営	5. 3	△ 43.1	△ 353.0	△3, 364	0	0	1. 2	348							
	(株)神戸商工貿易センター	S42. 8. 5	1, 500	50.00%	1. オフィスビルの貸室・貸会議室及び貸駐車場の管理運営事業(商工貿易センタービル、ファッションマート)	39. 0	138. 0	147. 1	5, 404				28	0	2 0 100	% 2	2	26	4	12%
	(株)有馬温泉企業	S16. 6. 19	10	50.00%	1. 有馬温泉における温泉の販売供給 2. 神戸市が所有する泉源の維持管理	5. 5	0. 6	4. 5	29				20	0	0 0 0	% 0	0		2	0%
	くつのまちながた神戸(株)	H11. 4. 28	100	47. 13%	1. 靴及び履物産業の振興に寄与する拠点施設の管理運営 (シューズプラザ)	△ 6.6	0. 3	△ 17.8	543				27	0	1 0 100	% 1	0	0	4	20%
	神戸新交通(株)	S52. 7. 18	24, 266		1. 鉄軌道事業 (ポートライナー、六甲ライナー) 2. 関連事業 (不動産賃貸事業)	383. 0	401.0	334. 8	3, 810	2, 520	23, 215	36	1, 292	1	3 0 100	% 0	3	162	1	2%
	神戸ハーバーランド(株)	S63. 4. 11	1, 650	32. 12%	1. 神戸ハーバーランド地区の管理事業 2. 貸室事業 (ハーバーランドセンタービル)	2. 6	7. 0	5. 0	1, 835			42	72	1	2 0 100	% 0	3	1	3	43%
	(株)神戸サンセンタープラザ	S45. 5. 1	75	30. 73%	1. さんプラザ、センタープラザ、センタープラザ西館の管理運営	2. 6	2. 4	1. 5	101				16	0	2 0 100	% 0	8	14	6	29%
	神戸高速鉄道(株)	S33. 10. 2	2, 000	25. 00%	1. 鉄軌道事業(神戸高速線)	△ 369.0	△ 19.0	△ 61.2	△472	518	2, 900	1	0. 6	0	1 2 33	% 0	0	0	4	0%
	神戸港埠頭(株)	H22. 10. 5	19, 015	99. 92%	1. 外貿埠頭及びフェリー埠頭等の建設、賃貸、管理運営 2. 港湾施設の設計、施行、管理運営	△ 1867.0	△ 1149.4	4787. 3	38, 224	15, 812	21, 185		748	3	2 2 71	% 17	4	17	9	45%
	(株)OMこうべ	S52. 8. 2	7, 389	99. 57%	1. 大規模ニュータウンの主要商業施設、駐車場を整備運営 (須磨パティオ、名谷センタービル)	899. 0	1213. 0	1509. 7	22, 953		610		301	3	3 0 100	% 5	20	54	24	24%
	阪神国際港湾(株)【H26.10設立】	H26. 10. 1	450	50. 00%	1. 外貿埠頭及びフェリー埠頭等の建設、賃貸、管理運営	_	-	-	-	-	-	-	-	- -		_	-	_	-	_
	神戸航空貨物ターミナル(株)	H4. 4. 28	2, 936	48. 37%	1. 国際航空貨物の通関、保管、関西国際空港への集中輸送業務 2. 施設賃貸(事務所・上屋・駐車場)	44. 0	36. 0	44. 2	203					0	1 1 50	% 1	1	2	2	33%
	(株)神戸フェリーセンター	S44. 8. 29	50	36. 00%	1. フェリー事業(神戸~高松、神戸~大分) 2. 駐車場事業	Δ 11.0	3. 1	12. 0	△63		58		68	0	1 0 100	% 0	1	15	9	4%
	神戸空港ターミナル(株)	H14. 12. 26	1, 726		1. 神戸空港の旅客ターミナルビル、貨物ターミナルの建設・運営	98. 0	186. 7	86. 2	2, 953	2, 380				1	0 3 25	% 1	1	3	2	29%
	神戸交通振興(株)	\$59. 3. 30	55	100. 00%	1. ビル経営事業(御崎Uビル) 2. 自動車輸送事業(シティー・ループ等) 3. 市バス営業所管理受託・地下鉄駅業務・広告業務	2. 5	15. 6	13. 1	658				1, 820	1	2 0 100	% 7	16	59	366	5%
	(社福)神戸市社会福祉協議会	S26. 6. 30	3	0. 00%	1. 市民の福祉意識の醸成(市民福祉大学等) 2. 子育て支援事業(こべっこランド、児童館の運営) 3. 高齢者福祉の推進事業 4. 障害者福祉の推進事業	16. 0	△ 34.5	△ 28.7	1, 923			768	2, 783	1	1 0 100	% 3	39	150	91	15%
その	神戸市道路公社	S46. 4. 21	28, 383	100. 00%	駐車場の建設・官理	19. 4	18. 0	16. 4	28, 559	27, 534	1, 820			1	1 1 67	% 35	14	0		100%
	(一社)神戸港振興協会	\$33. 9. 2	0	0. 00%	1. 神戸港振興事業 (みなと神戸海上花火大会等) 2. ポートタワー・海洋博物館運営	38. 0	Δ 46.4	△ 35.3	698		1, 080	49	418	1	1 0 100	% 2	1	17	34	6%
	合計					Δ 1,192	8, 674	6, 665	145, 126	52, 064	78, 440	4, 535	21, 854	29	44 20 78	% 285	270	2, 117	1, 053	15%

神戸市外郭団体監理に関する検討委員会開催要綱

平成26年1月15日

企画調整局長決定

(趣旨)

第1条 外郭団体が市施策実現に果たす役割を踏まえ、出資・出捐者である市が 団体にどのように関与すべきか、また団体経営の自立・安定をどのように図っ ていくべきか、専門的な見地から幅広く意見を求めるため、神戸市外郭団体監 理に関する検討委員会を開催する。

(委員)

- 第2条 委員は、会計、財務、監査又は法律について専門の学識経験を有する者 の中から、市長が委嘱する。
- 2 前項の規定により委嘱する委員の人数は3名とする。
- 3 その他、市長は、特定の事項について専門知識を有する者を臨時委員として 委嘱することができる。

(任期)

- 第3条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 臨時委員の任期は、特定の事項について意見を聴取するのに必要な期間とする。 (委員長の指名等)
- 第4条 企画調整局長は委員の中から委員長を指名する。
- 2 委員長は会の進行をつかさどる。
- 3 企画調整局長は、委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたときは、 前項の職務を代行する者を指名する。

(委員会の公開)

- 第5条 委員会はこれを公開とする。ただし、次のいずれかに該当する場合で企 画調整局長が公開しないと決めた場合はこの限りでない。
 - (1)神戸市情報公開条例(平成13年神戸市条例第29条)第10条各号に該当する と認められる情報について意見交換を行う場合
 - (2)委員会を公開することにより公正かつ円滑な委員会の進行が著しく損なわれると認められる場合

2 委員会の傍聴については、神戸市有識者会議傍聴要綱 (平成25年3月27日市 長決定)を適用する。

(施行細目の委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、委員会の開催に関し必要な事項は、企画 調整部長が定める。

附則

この規則は、平成26年1月22日から施行する。